

第4章 終章～成年後見制度促進法に期待すること～

第1項 成年後見制度理解促進にむけて

2014年1月、日本は障害者権利条約に批准した。批准するにあたって国内法が整備されてきたが、現在も意思決定支援や成年後見制度利用促進が議論されている。少しずつ障がい者を取り巻く環境は変わってきたが、どこまで国民一人ひとりに浸透しているだろうか。

障がいがあっても住み慣れた地域の中で本人らしく暮らし続けていくために、ごく当たり前と思えることが、後見人の支援のあり方で障がい者の人生が左右されてしまうのが現状である。ヒアリング調査を通して、本人を訪問しない後見人が予想以上に多く愕然とした。訪問することなく、後見人は本人との関係性を築けるのか。本人のより良い人生を支援していけるのかと思う。

障がい者は高齢者とは違い、人生における経験値が圧倒的に少ない。高齢者は自身の人生を自ら選択し生きてきた経験があるが、障がい者が意思決定するためには経験や選択する体験を積み上げる必要がある。後見人は本人と関係性を築き、福祉関係者と連携を取ることによってより良い支援に繋がるのである。

グループホームの施設長から同じように生活保護を受給している2人の利用者の話を聞いた。後見人が就いている利用者は、いつも着古した洋服で楽しみに使うお金を制限されているが、後見人が就いていない利用者は、施設が本人のために上手にお金を使うことを支援できると。何のための後見人なのか。後見人が就くことで本人の権利が護られ、少しでも豊かな暮らしをしていくことに繋がらないのなら制度利用は進まなくて当然である。もちろん、本人のために頑張っている後見人もたくさんいるはずであるが、親は誰が後見人になるか分からない成年後見制度に不安を感じるのはもっともなことである。制度利用を後押ししてくれるはずの施設職員の後見人に対するイメージが悪いとなおさら不安だろう。

一方、法人後見の利益相反に関するヒアリング調査から、利益相反が懸念される障がい者施設が関わる団体や親の会が作る団体における法人後見は、障がい理解や本人理解がベースにある上に、権利擁護の意識も高く利用者への熱い思いが感じられた。こうした団体は、利益相反にならないように工夫し、家裁との話し合いを重ねるなど法人後見実施に向けて努力を重ねていた。法人後見実施は、障がい者団体から望む声が多くあることや制度利用が低調な現状を踏まえると、チェック体制など透明性を担保した法人後見実施団体の設立を支援し増やしていくことが最善の対策であると思われる。

当法人における受任事例を第2章の第7項で取り上げているが、個人後見の限界を越えて本人の権利擁護に繋がった事例が数多くある。成年後見制度の研修においても、こうした事例を紹介することで後見人が就くことのメリットが伝わるのではないかと。国や市町村での成年後見制度法人後見支援事業の強化が図られることを期待したい。

最後に、2016年施行の成年後見制度利用促進法について期待することをまとめ、本事業報告を締めくくる。

第2項 成年後見制度利用促進法施行後の経緯

2016年4月8日、成年後見制度利用促進法（以下 利用促進法）が成立し、同年5月13日に施行された。この動きは2010年頃よりあり、成年後見業務に関わる者として、日本成年後見法学会の一員として、その動きを注意深く見守ってきた。特に利用促進法施行後の内閣府での議論については、法人後見の実施団体としてつぶさにその内容を見てきた。

利用促進法の所管は内閣府であり、内閣府に成年後見制度利用促進委員会事務局が設置された。総理大臣を筆頭に成年後見制度利用促進会議が設けられ、その下に専門家の成年後見制度利用促進委員会と二つのワーキンググループ（利用促進策 不正防止対策）が置かれた。

2016年9月23日の第1回利用促進委員会を皮切りに、急ピッチに検討が始まった。年末までに委員会が6回、利用促進策のワーキンググループが4回、不正防止対策のワーキンググループが4回開催され、同年12月20日には「成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について」の大筋が同意された。

2017年1月13日、担当大臣に利用促進委員会からとりまとめた意見が直接手交されている。同年1月19日から2月17日まで、「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見募集についてとしてパブリックコメントが求められた。

第3項 利用促進委員会意見の概要（内閣府資料から引用）

公表された利用促進委員会意見のポイントは次の通りである。

(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ①財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ②適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ③診断書の在り方の検討

(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ①権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ②後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ③「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ④地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・ 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・ 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・ 利用促進(マッチング)機能
 - ・ 後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・ 不正防止効果

(3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ①後見制度支援信託に並立・代替するような新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

第4項 私たちのパブリックコメント

私たちは、内閣府での利用促進委員会とワーキンググループでの検討経過及びまとまった利用促進委員会意見をつぶさに読んで、パブリックコメント募集の始まった直後の2017年1月21日に15テーマに関して30の提言をインターネットで提出した。

以下に、厚生労働省指定課題18に関係する部分を抜粋し紹介する。

●「法人後見の活用が有用である」について

委員会意見 14 ページ 17 行目 10 ページ 25 行目

.....

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的にフォローする仕組みとする。

.....

意見

チームで取り組む法人後見は、個人後見に比して優位性が数々あります。必要な場合には、地域の民生委員等と見守り体制構築にも努めている。

今後の成年後見制度の課題である「利用促進策」及び「不正防止対策」には、未だ社会的認知の遅れている法人後見普及が一番適っているし、緊急にできる施策と考える。

提言

①国は、法人後見の普及・啓発に取り組むこと

②市町村は、成年後見制度法人後見支援事業を完全実施すること

理由

新しい成年後見制度においても、後見人は個人が原則とされ、例外的に法人が選任されるとされてきました。私たちは、社会福祉士として長年個人後見にも従事してきました。

しかし、チームで対応する法人後見は適切な身上監護と財産管理の確保で個人後見よりもはるかにその優位性がある。厚生労働省も平成25年度から、成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業と定めている。しかしながら法人後見の普及は、平成27年の統計では全体に占める割合は、未だ5.9%程度である。

また、後見人がキーパーソンになって民生委員や大家、ゆうちょ銀行等と地域に見守り体制を構築した事例もある。連携を重視する法人後見ならネットワーク構築もできる。すぐできる利用促進策及び不正防止対策として、まず上記の2点を提言する。

●「法人後見の担い手を育成する」について

委員会意見 5 ページ 28 行目 14 ページ 11 行目 13 行目

.....

○ 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域市民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

○ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。

○ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。

.....

意見

今後の地域での成年後見制度利用促進には、これまでの職業後見人や親族後見人はもとより、地域に根ざした市民後見人と法人後見人がその鍵を握っていると考え。担い手の候補者には、生活相談の経験豊富な行政の社会福祉職 OB やそれを母体とする NPO 法人も活用すべきである。

また、各自治体で養成される市民後見人が社協以外の団体でも制約なく活動できるようルールを改める必要がある。既存の NPO 等による民間 NPO 団体の活性化・継続的活動につながっていくと考える。

提言

- ①行政は、社会福祉協議会に限らず法人後見実施団体を育成・支援すること
- ②担い手の候補としては、行政の社会福祉職 OB を母体とする NPO 法人も活用すること

理由

今後の地域における成年後見制度利用促進には、地域に根ざした市民後見人や法人後見実施団体を行政が育成・支援することが喫緊の課題である。取り分け地域には永続性、専門性、実践力のある小規模の法人後見実施団体がいくつも必要である。横浜市は、福祉事務所や児童相談所等で働くケースワーカーを 50 年来社会福祉職として採用してきた稀有の自治体である。横浜では、その社会福祉職 OB が中心になって独自に NPO 法人を設立し、税金に依拠せず法人後見を実施している。既に地域の相談拠点となり、新聞では「法人後見で先駆的成果」と報道されるまでに成長している。

神奈川新聞 2015 年 12 月 3 日 法人後見で先駆的成果

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/newspaper2015.12.3.jpg>

●「社会福祉法人の取り組み」について

24 ページ 16 行目 28 ページ 6 行目

.....

○ 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

○さらに、基本計画の策定後の施策等の実施の場面においても、円滑な実施等の観点から、更なる法制上の措置等が必要となることも十分に考えられる。

.....

意見

障がい者の入所施設・通所施設の利用者の親御さんたちから運営する社会福祉法人に対して法人後見実施を求める声は、全国津々浦々にある。家裁をはじめ関係者は、利益相反の問題でこの声を遮断するのではなく、その問題を克服して実現する方向性を示すべきではないか。

なお、H28 年度厚労省指定課題研究 18 における実態調査先にしたいいくつかの法人で社会福祉法人の協力を得ながら円滑に活動しておられた。たとえば岡山県の重心施設 Y 荘の親の会が設立した NPO 法人は、社会福祉法人から事務所の提供や事務連絡手続きに関する人材提供を受けている。利益相反の問題については、外部から専門家を定期的に入れることで利用者の権利擁護に努めていた。

提言

①社協の法人後見の場合は、決裁権者を分離するなど組織改正の工夫をしていること

②一般的には、NPO 法人など別組織を設置して対応していること

理由

社会福祉法の改正により、社会福祉法人にはその持てる人材・財源（人財）を活用して地域の社会問題に取り組む社会貢献が求められている。利益相反の問題は、法律的には厳格ですがその問題を超えていく工夫（別組織、監督人、特別代理人など）をし、利用関係をより透明にする義務付けを行えば、運営法人自体が法人後見に取り組む途も切り拓けるのではないか。何よりも、障がい理解、本人理解に長けている法人による法人後見は、本人や家族が安心してメリットを感じられるのではないかと考える。

●「地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置」について

委員会意見 5 ページ 21 行目 11 ページ 23 行目

.....

○ 専門職による専門的助言等のサポートの確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。

○各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア）広報機能、イ）

相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人サポート機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

意見

地域により事情が異なるのに、一律に市町村に中核機関の設置を求めることには反対である。また、中核機関はないよりある方がましであるが、地域連携ネットワーク及び中核機関が利用促進機能を果たすかどうかはなはだ疑問である。むしろ地域での利用促進には、制度利用相談・申立支援・法人後見受任をワンストップで行う自称「後見の小規模多機能機関（CACE）」を設置することの方が大きな効果を期待できると考える。

提言

- ⑮行政は、後見における小規模多機能機関（CACE）を育成・支援すること
- ⑯行政は、小学校区に一つNPO法人等による法人後見実施団体配置を目標とすること

理由

市町村により事情が異なり財政事情も逼迫しているのに、コストのかかる中核機関設置を中央集権的に求めることには反対である。社会福祉は、障害者の地域移行・地域定着、地域包括ケアなど地域を基盤に進んでいる。

地域で真に成年後見制度利用促進を図るためには、相談機能（Consultation）、申立機能（Application）、受任機能（Contractor）、教育機能（Education）などを備えた機関が、ワンストップで一体的に行うことが求められている。私たちはこれを後見における小規模多機能機関（CACE ケースと命名）と称している。

地方分権の視点からも、利用者が選択できるくらいの「後見の小規模多機能機関（CACE）」を地域に育てていくことこそが、時代要請、社会要請と言えるのではないだろうか。

なお、以下は提言されている地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と私たち法人後見が実際に行なっているケースカンファレンス及び多機能の比較である。

地域連携ネットワーク・中核機関	法人後見でのケースカンファレンス
<地域連携ネットワーク> 開催は、計画的 開催回数は、多くて月1回～年数回 参加の規模は、大規模 参加者は、多職種 他機関 内容 ・ 広報 ・ 相談 ・ 利用促進	<ケースカンファレンス> 開催は、臨機応変 開催回数は、最低週1回 参加の規模は、小規模 参加者は、最小限の関係者 内容 ・ 個別ケース処遇方針確定

<ul style="list-style-type: none"> ・後見人支援 ・不正防止 <p><中核機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 ・チームの支援 ・協議会の開催 ・家裁との連携 ・後見人受任者調整等の支援 	<p><基本機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談機能（無料相談室） ・申立支援機能（申立支援専門員） ・法人受任機能（法人後見） <p><付随機能></p> <p>省略</p>
---	---

因みに私たちが考える多機能とは次の通りであるが、そのほとんどを既に税金に依拠せずとも、私たち法人では実現できている。

○基本機能

- ①利用相談機能（無料相談室）
 - ②申立支援機能（無料相談室 申立支援専門員）
 - ③法人受任機能（法人後見）
- 付随機能
- ④身上監護機能（定期的業務検討会）
 - ⑤財産管理機能（定期的業務検討会）
 - ⑥監督機能（複数の目によるチェック）
 - ⑦牽制機能（複数の目によるチェック）
 - ⑧スーパーバイズ機能（スーパーバイザー）
 - ⑨代替機能（スーパーバイザー）
 - ⑩親族・市民後見人支援機能（親族・市民後見人からの相談）
 - ⑪制度普及・啓発機能（講演 市民公開講座 後見講談台本作成）
 - ⑫研修機能（視察対応 市民後見人の実習 担当者研修）
 - ⑬人材育成機能（担当者養成講座）
 - ⑭業務評価機能（内部評価）
 - ⑮調査・研究機能（厚生労働省指定課題等）
 - ⑯政策提言機能（要望・意見具申）
 - ⑰地域拠点機能（地域の相談場所）
 - ⑱連携機能（関係機関との連携）
 - ⑲ネットワーク機能（かながわNPO 法人連絡会等）
 - ⑳後見的機能（プロジェクトによる後見的支援）
 - ㉑あんしんノート普及機能（引継書あんしんノート勉強会）
 - ㉒預託機関機能（生活保護の預託機関）

○今後の機能

②③法人後見実施団体養成・支援機能（養成講座開講）

④④後見第三者評価の評価機関機能（評価システムの開発）

⑤⑤モデル機能（つばさ方式の普及）

●「本人と後見人との間の信頼関係の構築」について

委員会意見 8 ページ 17 行目

.....

○ 制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

.....

意見

本人と後見人との間の信頼関係（ラポール）構築は、対人援助では欠かすことができない。成年後見制度を使った支援でもまったく同じである。信頼関係の構築にはソーシャルワークの技術が生かされる。ここに熟達したソーシャルワーカーが、後見人として関わる意義がある。

そのためには家族・関係機関からの情報が必要である。申立過程で本人や家族とともに「あんしんノート」を作成する等の工夫が必要である。

提言

①後見業務開始前のプロセスを後見的支援として重視すること

②本人意思を重視すること

理由

適切な後見業務を推進するには、本人と後見人との間の信頼関係（ラポール）構築は、基本である。それが出来て初めて本人意思の尊重が行われる。その為に私たちは、出来るだけ多く、本人に会う機会を設けている。場合によっては、家裁申立前から後見的支援としてプロジェクトチームを設けて組織的に対応している。中には申立までに三年掛けた例もある。なお、信頼関係の構築には、受容、傾聴、自己決定尊重などソーシャルワークのスキルが生かされる。

・「真理プロジェクト」報告書

～知的障がい者が安心して地域で暮らすために～

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/mariphoukoku.pdf>

・引継書「将来のためのあんしんノート」

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/note.html>

●「非弁護士による手続代理人」について

○さらに、基本計画の策定後の施策等の実施の場面においても、円滑な実施等の観点から、更なる法制上の措置等が必要となることも十分に考えられる。

意見

成年後見制度利用促進委員会の意見では、利用促進には欠かすことのできない「申立支援」への言及がない。また、内閣府の議論ではまったく俎上にのぼらなかったが、資力が乏しく、紛争性がない場合には、手続きの権利保障のために、家事事件手続法第 22 条但し書きで定める非弁護士による手続代理人が、家裁により許可されるべきではないのか。

提言

- ①品川区社会福祉協議会で行っている代理申立を普及させること
- ②家裁は、家事事件手続法第 22 条但し書きの非弁護士にも手続代理人を許可すること

理由

申立支援への言及が抜けているのは、この分野が弁護士、司法書士の業務独占の分野であって、法に抵触する恐れがあるためではないか。社会福祉士でさえ、申立支援を業として行えないので、申立支援という言葉を使用しないようにと徹底している。

私たちは、業として申立支援を行わないのは言うまでもないが、資力の乏しい人には、支援関係者の申立支援に加わっている。ホームレスの方など場合によっては、申立費用も法人自前の基金を使って工面する。

昨年 6 月に Y 家庭裁判所に手続代理人の許可を求めて申立の準備をしました。書記官が話を丁寧に聞いてくれたが、事実上門前払いだった。

私たちは法律の専門家ではないが、家事事件の手続過程での権利保障が重要であるからこそ家事審判法が家事事件手続法に改正されたのではないか。金子修著の家事事件手続法逐条解説によれば、家事事件手続法第 22 条但し書きで非弁護士にも手続代理人の資格許可の余地を残したことについて、「家事事件の中には、紛争性がなく、比較的軽微なものについては弁護士以外の者が手続代理人として対応しても手続進行上の問題が生じず、本人の利益を害することがない場合には、裁判所の裁量で弁護士以外の者を手続代理人とする余地を認めたものである」と解説があった。資力が乏しい人には、利用促進の観点からも非弁護士にも許可される途が拓かれるべきである。

第 4 項 地域での制度利用促進に向けて

私たちは、これまで延 43 件の法人後見を受任している。その内訳は認知症高齢者が 23 件、知的障がい者が 14 件、精神障がい者が 6 件である。私たちの法人後見には、どちらかと言うと障がいの関係者からの期待が大きいように思う。現在も 10 数件の申立相談と申立支援が進行して

いる。その半数以上は、障がい者である。行政や福祉施設、病院、保護者会などから次々と相談が続いている。特に行政からは、虐待事例、地域で孤立している事例など比較的難しい事例が持ち込まれている。私たちはこれらニーズに対処するため、毎年独自のカリキュラムで担当者養成講座を開催し、新たな人材を確保、養成している。

しかし、弱小の私たちのような NPO 法人がいくら頑張っても限界がある。そこで、私たちは新年度「法人後見実施団体養成講座」開講に踏み切る予定である。

国の成年後見制度利用促進基本計画は、2017 年 3 月には閣議決定されると伝えられている。国の基本計画策定後は、市町村での基本計画策定が始まる。市町村には、地域のニーズ把握とその課題整理をまず望みたい。

また、成年後見制度利用支援事業と成年後見制度法人後見支援事業をその趣旨通りに実施することを期待する。

今後、地域で真に成年後見制度利用促進を進めるためには、家庭裁判所と行政と民間とが三位一体になって、連携を深めていくことだと考える。

第 5 項 厚生労働省への事務移管

今後の事務について、促進法附則第 3 条において、促進法施行の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた促進会議及び促進委員会を廃止し、新たに成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設け、その庶務を厚生労働省が所管するとなっている。これまでの成年後見制度自体の所管は、法務省なのか最高裁判所なのか定かではないが、その本籍地が福祉サービス所管の厚生労働省に移ることは、身上監護に力を入れてきた私たちは歓迎である。

今まで以上に、私たちは地域で真に成年後見制度利用が必要な人にはその利用促進に努めたいと思っている。

振り返ると、2000 年の介護保険導入時に車の両輪と称して新しい成年後見制度が導入された。当時厚生省では、戦後半世紀近く続いてきた社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉の要求に対応するためとして、社会福祉基礎構造改革に取り組んでいた。具体的には次のような取り組みだった。

○利用者とサービス提供者の対等な関係の確立

⇒そのための措置から契約へ

○利用者による選択の尊重

⇒そのための情報の提供

○権利擁護のための利用者保護の仕組み

⇒そのための苦情解決の仕組み

○サービスの質の向上

⇒そのための第三者評価や事業の透明化

などなどであった。

成年後見制度の厚生労働省への事務移管を機に、成年後見の分野でも「自然人が原則」とか「法人後見は限定的に」とかの狭い議論ではなく、利用者主体で、利用者による選択で様々な後見サービス提供主体が、その提供するサービスの質によって選ばれる分野であって欲しいと強く願っている。

そのような思いで私たちは今まで以上に切磋琢磨し、質の良い後見サービスを提示し、地域で真に成年後見制度利用が必要な人に選択されたいと願っている。以ってその利用促進に努めたいと思っている。

謝辞

本報告書は、3つの視点や思いが込められたものです。ひとつは法人後見の実務をよく知る者の視点です。研修プログラムにしても利益相反に関する提案においても、私たちの法人の実務でこれまで数多く経験してきた視点を反映させました。

もう一つは社会福祉専門職の視点です。私たちは長年、福祉に携わって仕事をしてきた者の集団です。障がい者福祉の現場を知る者として、現状の権利擁護がどのようなものであるかを踏まえ、障がい者の権利擁護がどうあるべきか、どうあって欲しいかという思いを込めました。

そして親の視点です。本事業の調査担当者や検討委員会のメンバーに、親の立場の方がおられます。おかげで、親としてどのような後見人がいて欲しいのか、制度利用にあたって何を一番知りたいのか等、親の視点を踏まえた調査設計ができました。結果的に親御さんたちに理解しやすい研修プログラムが提案できたのではないかと思います。

約半年間の短い期間でこのような事業を実施できたのは調査協力者を始め、様々な側面で私たちを支えてくださった方々のおかげです。ありがとうございました。特に、真理プロジェクトの実名公開を「お役に立てるのであれば」とご快諾いただいた岡本美知子様、岡本真理様に感謝申し上げます。

最後になりましたが、障がい者、高齢者の権利擁護の推進を目的とする「つばさ基金」創設に貢献された故太田しづ江様、親亡き後問題のために「つばさ基金」に寄付を表明された(株)トライフ(障がい者の工賃アップ、雇用機会創出に貢献している飲み込んでも安心な口腔ケア剤オーラルピースの販売)の皆様に、改めて感謝いたします。

2017年3月

認定NPO法人よこはま成年後見つばさ

理事 西田ちゆき

資 料

1. 引継書「将来のためのあんしんノート」※¹
2. 引継書「将来のためのあんしんノート」記入の手引
3. 真理さんプロジェクト報告書（ダイジェスト版）※²
4. 真理さんプロジェクト用パワーポイント資料
5. 障がいのある人を支援する制度等の比較
6. つばさの概要

(注)

※1 追加や削除をしやすいようページは振っていません

※2 この報告書はダイジェスト版のためページが連続していません

引継書

将来のための

あんしんノート



なまえ

目 次

1	基本情報	基本情報	----- ()
		本人歴	----- ()
		エコマップ	----- ()
		連絡先一覧	----- ()
		医療情報	----- ()
		年金・手当・預貯金等	----- ()
		福祉サービス利用等	----- ()
		各種福祉制度利用等	----- ()
2	健康管理	通院・治療等	----- ()
		薬について	----- ()
		誕生～現在までの病気	----- ()
		特に伝えたいこと	----- ()
3	本人情報	本人情報	----- ()
		生活	----- ()
		日常的な過ごし方	----- ()
		健康	----- ()
4	活動・余暇活動	-----	()
5	金銭管理	年間収支	----- ()
		お小遣いの使い方	----- ()
		本人財産	----- ()
6	家系図	-----	()
7	その他	-----	()
8	相談機関	-----	()

※ 個人状況に合わせて、ページを追加・削除してページ番号をつけましょう。

基本情報

氏名(ふりがな)	性別	生年月日
	男	(西暦 年)
	女	昭和・平成 年 月 日

住所 (アパート・マンション名も記入してください)	電話
〒 -	自宅 ()
	携帯 ()

障害者手帳	発行者	手帳番号	障害程度	保管場所
身体障害者手帳			級	
愛の手帳			A1 A2 B1 B2	
精神障害者手帳			級	

障害のことなど一番最初に伝えたいことがあれば書いてください

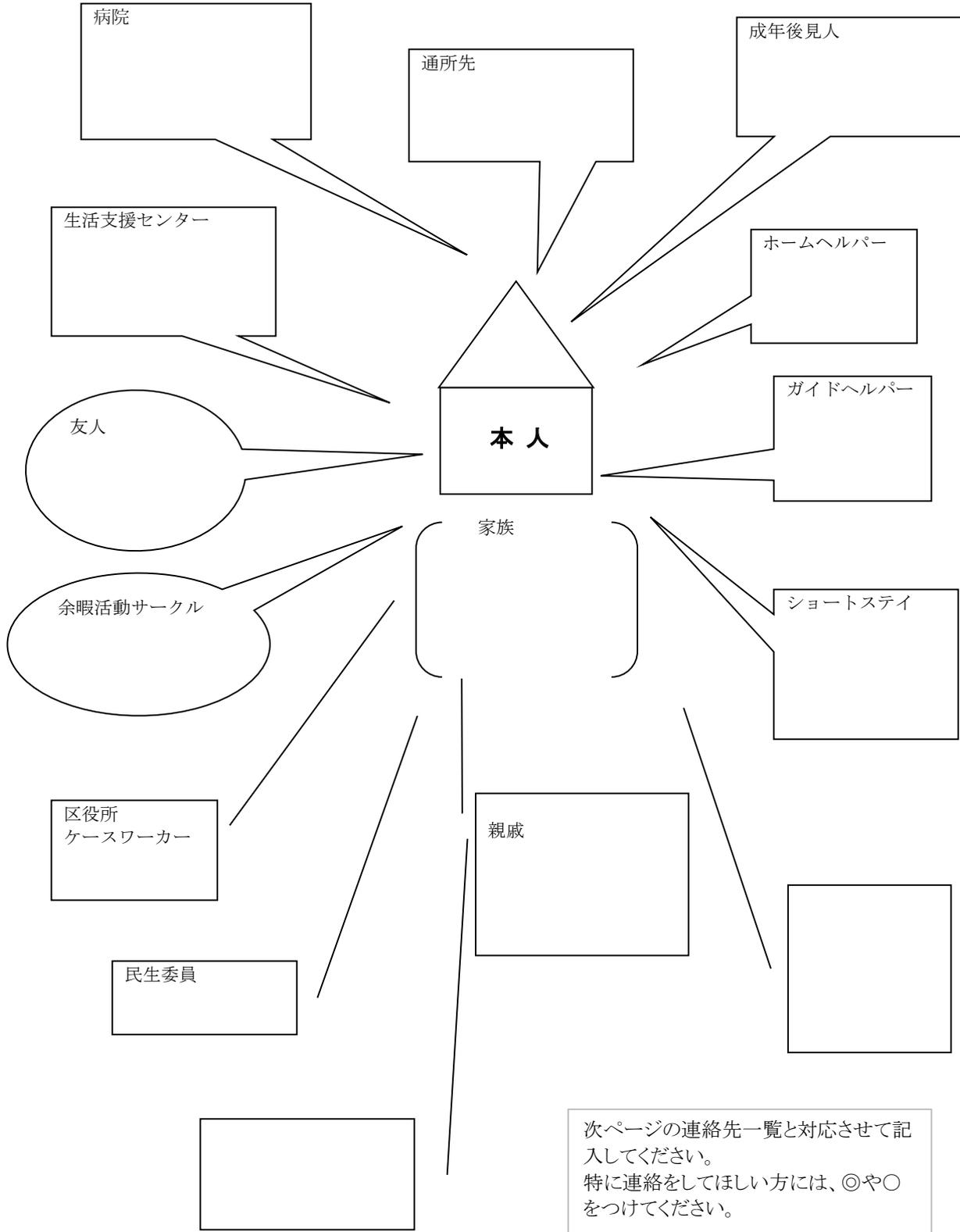
基本情報 (本人歴…大きな出来事を記入してください)

西暦(年号)年齢	居住地	療育・通学・通所	病院歴・健康状況	その他
() 0				
() 1				
() 2				
() 3				
() 4				
() 5				
() 6				
() 7				
() 8				
() 9				
() 10				
() 11				
() 12				
() 13				
() 14				
() 15				
() 16				
() 17				
() 18				
() 19				
() 20				
() 21				
() 22				
() 23				
() 24				
() 25				
() 26				
() 27				
() 28				
() 29				
() 30				

西暦(年号)年齢	居住地	療育・通学・通所	病院歴・健康状況	その他
()31				
()32				
()33				
()34				
()35				
()36				
()37				
()38				
()39				
()40				
()41				
()42				
()43				
()44				
()45				
()46				
()47				
()48				
()49				
()50				
()51				
()52				
()53				
()54				
()55				
()56				
()57				
()58				
()59				
()60				

のエコマップ

ご本人を取り巻く関連図を書き込んでください。



次ページの連絡先一覧と対応させて記入してください。
特に連絡してほしい方には、◎や○をつけてください。

基本情報(連絡先一覧…家族、親族、福祉関係者など) No.1

氏名	続柄・所属	住所	電話	備考
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	

基本情報(連絡先一覧…家族、親族、福祉関係者など) No.2

氏名	続柄・所属	住所	電話	備考
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	
		〒 —	電話 — — 携帯 — —	

基本情報（医療関係）

※詳細については「健康管理」のページへ

医療機関名	所在地	電話	治療内容	通院頻度

健康保険・介護保険・医療証・損害保険など

保険の名称	記号・番号	保険料の支払方法	備考
横浜市重度障害者医療証			
自立支援医療			
特定疾患医療受給者証			
備考			

基本情報 (年金・手当・預貯金等)

年金・手当

名 称	番号・コード	(級)受給額	振込金融機関	備 考
障害者基礎年金		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

MEMO

預 貯 金

名 称	番号・コード	金額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

MEMO

基本情報（福祉サービス利用等）

総合支援法

障害福祉サービス受給者証	受給者証番号	障害支援区分	認定有効期間

利用施設・事業所名	利用内容	利用頻度・利用曜日	利用契約	備考

その他 福祉サービス・制度利用

利用施設・事業所名	利用内容	利用頻度・利用曜日	利用登録	備考

特記事項があればご記入下さい

基本情報（各種福祉制度利用）

自動車関係

種類	対象車両番号	期限	所轄
自動車税・自動車取得税減免			神奈川県税事務所
駐車禁止除外指定車標章			各区警察署
有料道路通行料割引			各区福祉保健センター
有料道路通行料割引ETC利用			各区福祉保健センター

外出に関するサービス

種類	利用の有無	利用法など
横浜市福祉特別乗車券	有 無	市営バス・地下鉄全線、金沢シーサイドライン全線及び市内を運行する民営バス利用が提示で無料となる
福祉タクシー利用券	有 無	

生活

種類	利用内容	窓口など
日常生活用具の給付・貸与		各区福祉保健センター
補装具の給付と修理		各区福祉保健センター

その他

種類	利用の有無	種類	利用の有無
水道料金の減免	有 無		有 無
NHK放送受信料の減免	有 無		有 無
	有 無		有 無
	有 無		有 無
	有 無		有 無

健康管理

健康に関する基本情報

身長 cm 体重 kg 血液型 型

平熱 ℃ 血圧 高、高～標準、標準、標準～低、低

アレルギー 有 ・ 無 禁忌薬 有 ・ 無 ← アレルギー、禁忌薬については「薬について」の備考欄に詳細を記入してください

通院・治療について

※服薬についての詳細は「薬について」のページへ

治療中の病気等	病院・主治医	服薬等の有無	治療内容等
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

定期健診について

検診内容	病院・主治医	検診頻度	備考

受診時に注意すべき点があればお書き下さい(注射等苦手項目の対応法など)

健康管理（薬について）

処方箋薬局の薬の説明書を添付すると便利です 1日何回か、症状が出た時のみ使用等を書いてください

病名	薬品名	服薬・使用方法等

備考：服薬及び病気に関して注意すべき点があればお書き下さい

健康管理（誕生～現在までの病気等）

今までに罹ったことのある病気

- 痙攣・てんかん 喘息 心疾患 糖尿病
 高血圧 肝臓疾患 腎臓疾患 肺炎
 はしか 水疱瘡 おたふく風邪 その他()

特記事項があればお書き下さい

予防接種の状況

予防接種名	接種年月日	予防接種名	接種年月日
ツベルクリン			
BCG			
ポリオ			
三種混合			
はしか			
水痘			
おたふく風邪			
風疹			
日本脳炎			

インフルエンザ等予防接種について

- ・インフルエンザ予防接種
 - ・毎年接種している
 - ・流行状況により接種している
 - ・接種しない
- ・新型インフルエンザ予防接種(今後どのように考えているか等)

その他

特に伝えたいこと

添付資料の有無 有 ・ 無

本人情報

障害特性・習慣・行動パターンなど
性格
好きなこと・好きなもの
苦手なこと・嫌いなもの
コミュニケーションのとり方
パニック等を起こしやすい状況
パニック等を起こした時の対処方法
その他、接し方の注意点など(変更する時の配慮の仕方など)
体調、暑い・寒いなどの伝え方

本人情報 (生活)

介助や配慮が必要なこと等、あれば記入してください

食事・間食等(食事形態・食事療法・治療食・咀嚼・嚥下等)

トイレ(排尿・排便・生理・着脱介助・便器への移乗・声掛け・見守り等)

移動(体を支える・見守り・杖・歩行器・車いす等)

睡眠・起床等

入浴・洗顔等

衣服の着脱・温度調整

散髪

髭剃り

化粧

爪切り・耳垢

洋服のサイズ(上) S M L LL その他()

洋服のサイズ(下) S M L LL その他()

靴のサイズ cm ウエストサイズ cm

その他、伝えておきたいことがあれば記入してください

本人情報（健康）

健康状態や配慮が必要なこと等、あれば記入してください。

不調・痛みの訴え方(ことば・行動・しぐさ等)

目の状態(めがねの使用、支障なく見える、白内障、緑内障等)

耳の状態(補聴器の使用、支障なく聞こえる等)

拘縮、麻痺(上肢、下肢、四肢、痛みを伴う等)

皮膚の状態(じょくそう、アトピー等)

発作(頻度、様子、発作後の対応等)

その他、伝えておきたいことがあれば記入してください

本人情報（ 日常的な過ごし方 ）

曜日	活動場所・活動内容等		
	午前	午後	帰宅後又は夕方以降
月曜日			
火曜日			
水曜日			
木曜日			
金曜日			
土曜日			
日曜日			

必要なことがあれば書いてください

平日の過ごし方

休日の過ごし方

1週間の中で特殊な過ごし方

1ヶ月の中で特殊な過ごし方

1年の中で特殊な過ごし方

社会活動・余暇活動

参加している活動

名 称	所在地	参加内容	電 話
参加方法・交通手段など			

名 称	所在地	参加内容	電 話
参加方法・交通手段など			

名 称	所在地	参加内容	電 話
参加方法・交通手段など			

名 称	所在地	参加内容	電 話
参加方法・交通手段など			

その他伝えたいことがあれば書いてください。

金銭管理

年間収入

科目	金額	収入月	備考
障害基礎年金		偶数月15日	
給料(工賃)		毎月	
合計			

年間支出

科目	金額	支出月	備考
福祉サービス利用料			
お小遣い		毎月	
合計			

金銭管理（お小遣いの使い方）

お小遣いの管理方法

お小遣いの主な使い方

お小遣いを使うときの支援について

その他

金銭管理（本人財産）

本人名義の財産について

不動産

種別	所在地	評価額	備考

預貯金、債権、株式、生命保険等

種別	機関名(銀行、会社名等)	残高(評価額)	備考

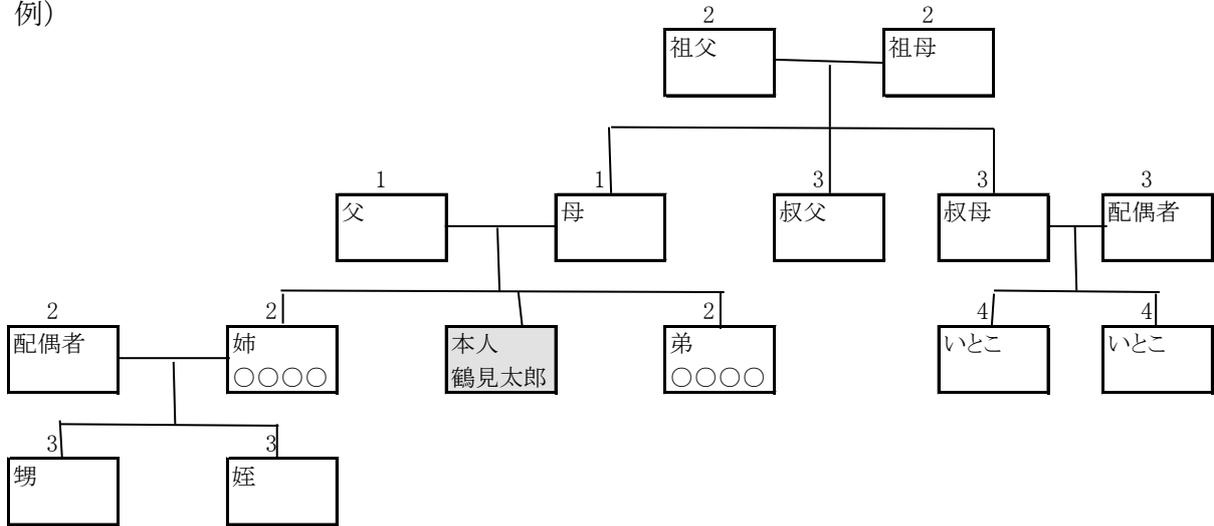
特記事項があればお書き下さい

家系図

兄弟・姉妹、同配偶者、甥姪及び叔父・(伯父)叔母(伯母)、同配偶者、いとこ等の4親等内の親族を
実名入りで家系図にまとめましょう。相続登記の際に「相続相関図」として活用できます。

成年後見人等の申立ての際にも活用できます。

例)



本人

その他

ご本人の意思を尊重することは基本的な姿勢ですが、家族の考え方を記録しておくことも大切です。重要な判断をする場合の指針となることがありますので、必要に応じて記入してください。

将来的な暮らし方についての考え方

相続についての考え方

医療同意についての考え方(手術など)

本人のお葬式についての考え方

その他

相談機関

相談機関

名 称	住 所	電 話	FAX

引継書「将来のためのあんしんノート」記入の手引

- リング式のクリアファイルを用意して、引継書「将来のためのあんしんノート」の必要事項を記入しましょう。



- 記入する時に、以下のものを用意しておくとう便利です。

- ・ 障害者手帳（愛の手帳等）
- ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ 母子手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 重度障害者医療証
- ・ 医療機関の診察券
- ・ お薬手帳や薬の説明書（処方薬局で出されるもの）
- ・ 健康診断結果報告書
- ・ 年金証書
- ・ 預貯金通帳
- ・ 保険証書（損害保険等）
- ・ 横浜市福祉特別乗車券
- ・ 住所録（年賀状等名簿記入に利用できるもの）
- ・ サービス利用事業所との契約書や利用施設のパンフレット
- ・ 駐車禁止除外指定車標章
- ・ ETC 利用登録関係書類 など

- 障害者手帳や障害福祉サービス受給者証などのように更新される書類は、コピーをして関連個所に挿入するようにしましょう。更新された時は、速やかに差し替えて最新のものをに入れておくようにしましょう。処方薬局で出される「お薬の説明」は原本を利用してもいいかもしれません。

- それぞれの状況に応じて必要と思われるものもファイリングしておくようにしましょう。特に、その時々のご本人の希望や好きなものは記録しておくことは重要です。

- 一人ひとり必要と思われる項目は違うかもしれません。必要に応じてページを追加・削除してご利用ください。

- ご本人の状態や取り巻く状況、書類関係等に変化や変更があった時には、その都度、記入しておきましょう。また、何も変更がなくても1年に一度は読み返してみましょう。

1. 基本情報

「エコマップ」には、ご本人を取り巻く関連図を書き込んでみましょう。連絡先一覧は「エコマップ」と対応させて、できるだけ重要な人から書くようにしましょう。同居家族や必ず連絡してほしい人には、備考欄に◎をつけるといいでしょう。参加している会や加入している団体等がある場合も記入しましょう。

2. 健康管理

薬の種類が多い方や症状の変化による変更が多い方は、お薬手帳や薬の説明書（処方された時に出されるもの）をコピーする等して添付しておくとう便利です。

3. 本人情報

介助や配慮が必要なこと等を記入しましょう。

4. 社会活動・余暇活動

参加している活動等があれば記入しましょう。

5. 金銭管理

年間収支は、分かる範囲で記入しましょう。その他の項目は必要に応じて記入してください。成年後見制度を利用する時に活用できます。

6. 家系図

家系図は、できるだけ4親等まで記入するようにしましょう。成年後見人等の申立てや相続の手続等の時に活用できます。

7. その他

ご家族の考え方を記録しておくことも大切です。必要に応じて記入しましょう。

8. 更新記録

1年に一度（例えば本人のお誕生日に）見直す習慣にすると、ご本人の状況を振り返ることができます。

※ 引継書「将来のためのあんしんノート」は、最初は主たるご家族が便利に活用することができます。その後、成年後見制度が必要になったら申立書類を作成する時に便利です。そして後見人等がご本人の支援をする上でとても重要な情報が記載されているので、より良い支援に繋げることができます。

あんしんノートがご本人のより良い生活のために活用されることを願っています。

「真理さんプロジェクト」報告書

～ 知的障がい者が安心して地域で暮らすために ～

法人後見利用検討会

(ダイジェスト版)



平成 27 年 5 月

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

目 次

1. はじめに	1
2. 真理さんプロジェクトについて	2
3. 真理さんプロジェクト記録 第1回～第31回	3
4. まとめ	19
(1) 障がい者にとって成年後見制度とは	19
(2) 横浜市障害者後見的支援制度とは	20
(3) 真理さんプロジェクトを実施して	21
(4) 成年後見制度と後見的支援制度の連携	21
5. プロジェクトに参加して	22
資料 1：真理さん作成「後見人サポーター募集」のチラシ	23
資料 2：真理さんのエコマップ	24
資料 3：真理さんプロジェクトでの写真	25
資料 4：役割分担表	26
資料 5：朝日新聞記事（真理さんプロジェクトについての掲載）	31
資料 6：マリタイムス（真理さん）	32
資料 7：マリタイムス（岡本美知子さん）	34
資料 8：あんしんノート	36
資料 9：三人会について	37
資料 10：横浜市障害者後見的支援制度 概念図	38
資料 11：成年後見制度と横浜市障害者後見的支援制度との連携を願って	39

1. はじめに

平成 23 年 10 月 12 日特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさが設立し、念願の法人後見を担う団体がその歩みをスタートさせました。法人後見は、継続性があり、スーパーバイズ機能を持ち困難事例にもチームで対応できるなどメリットがたくさんあります。重度の知的障がいのある長男の将来を考え、法人後見ができたことやその法人の一員として活動できることは願ってもないことでした。

しかし、障がい者や家族にとって法人後見があるからといってそれだけでは安心とは言えないのです。障がいの理解をしてもらえるのだろうか、関係性は築けるのだろうかという不安があります。そこで、どうしたら安心して法人後見の利用へと繋がるのだろうか、どのような不安があるのだろうか、不安があるとしたらどう解決していけるのだろうか等を検討していけたらと考えました。

幸いにも「三人会」で一緒に活動している岡本さんと宮本さんの協力を得ることができました。岡本さんは真理さんと二人暮らしです。岡本さんの活動を身近で見ていた真理さんが、「後見人サポーター募集のお知らせ」を作り知人に配ったことを知り、真理さんにモデルになっていただくようお願いしました。さらに、つばさへ企画を提出した際も NPO 法人の柔軟性をもって即承諾を得ることができました。こうして、法人設立の半年後に真理さんプロジェクトがスタートすることになりました。

三年間のプロジェクトを通して、改めてご本人を知ることや関係性を築くことの大切さを実感しました。あらゆる手段を使って分かりやすく伝えることやご本人が必要としていることは何か、やりたいことや夢を引き出すことは「その人らしく」暮らしていくためにとても重要です。こうした取り組みを可能にするためには、法人後見だけでは限界があります。関係機関等の支援者が連携してチームで支える体制づくりが求められるものと考えています。横浜市は、全国的にも注目されている横浜市障害者後見的支援制度があります。プロジェクトを進めていく中で後見的支援制度を担う法人と連携の必要性を確認し、少しずつですが情報交換等が始まりました。今後、協力体制が確立していくことは障がい者にとって安心に繋がるものと確信しています。

今回、プロジェクトを実施し報告書としてまとめることができたことは、多くの方々のご協力によるものと心から感謝申し上げます。また、障がいのある方の参考になればとご本人情報の公開にご協力いただいた岡本真理さん、岡本美知子さんには敬意を表したいと存じます。この報告書が少しでも障がいのある方の一助となることを願っています。

平成 27 年 5 月

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ
理事 根岸 満恵

2. 真理さんプロジェクトについて

「知的障がい者が安心して地域で暮らすために」法人後見利用検討会 真理さんプロジェクトについて

○ 目 的

障がい者が将来にわたり地域の中で普通の暮らしをしていくためには、法人後見が重要な役割を果たします。しかし、法人後見があるからといってすぐに成年後見制度の利用には繋がりにくいと思われます。そこで、障がい者が安心して成年後見制度（法人後見）の利用ができるようにモデルケースを実施したいと思ひます。実際に岡本真理さんの支援をしながら一人一人に寄り添った法人後見のあり方を模索していきたくと思ひます。（2012.4）

○ 実施方法

①検討会の実施

- ・実施頻度 1回／月（1年間）
- ・メンバー 岡本真理（本人）、岡本美知子（母、三人会）、宮本豊子（三人会）、渡部恵子（つばさ）、根岸満恵（つばさ、三人会）、その他（その都度、必要に応じて）
- ・実施場所 つばさ事務所、岡本真理さん宅、その他

②実施方法

- ・真理さん、お母さんのお話を聞く
- ・成年後見制度の必要性の確認
- ・成年後見制度を利用するために想定される課題について検討
- ・あんしんノートの利用の仕方
- ・引き継ぎ方の検討
- ・他の利用サービス機関との連携について

※ 障がい者においては、この申立て前の期間が重要になると考えています。

○ 申立てに関する支援

- ・役割分担等検討（複数後見の体制にするか否か等）
- ・申立て書類について

○ 後見等業務の開始

- ・関係機関との連携等
- ・引継ぎ期間をどのように活用するか検討しながら実践

3. 真理さんプロジェクト記録（ダイジェスト版）

《 経 過 》 平成 24 年 4 月（第 1 回）～平成 27 年 5 月（第 31 回）

1 年目

＜ご本人を理解し関係性を築く＞

- ・生活状況、支援内容を理解する
- ・支援の役割分担表を作成し、母親が担っている支援を誰ができるか検討

2 年目

＜成年後見制度について分かりやすく説明する＞

- ・役割分担表から誰がどのような支援をしているか理解する
- ・後見人等が担える事は何か理解する
- ・本人の生活に合わせたパワーポイントや DVD 等を利用して制度の説明をする
- ・実際に横浜家裁に行ってみる（申立書類の説明を受ける）

3 年目

＜申立てに向けて＞

- ・申立書類を丁寧に確認する
- ・ご本人が成年後見制度利用を希望するように変化が見られる
- ・本人申立による申立てを希望され準備を開始する。
- ・類型については、一般的な手帳の等級による判定にならないように、ご本人やプロジェクトについて医師に積極的に情報提供する。

現 在

＜申立書類を揃える＞

- ・どのような書類を揃えるか確認する
- ・プロジェクトの経過も提出するように準備する

＜総括＞

プロジェクトは、ご本人のペースに合わせて繰り返しや振り返りを多くし、成年後見制度も理解してもらえるように様々な工夫をしてきました。診断書作成を依頼する医師にもご本人やプロジェクトの情報提供を行いました。その結果、ご本人による保佐類型の申立てが可能となり大きな成果を得ることができました。3年間のプロジェクトを通して、障がいのある方々の権利擁護のために、関係機関等が連携してご本人の将来に備えて準備をしていくこと、さらにエンパワメントの視点をもって関わっていくことが重要なのではないかと感じました。

4. まとめ

(1) 障がい者にとって後見成年制度とは

障がいのある子どもをもつ親にとって「親なき後の問題」は大きな不安です。自分が元気なうちはいいけれど・・・漠然とした不安は加齢とともに大きくなるものです。いつかはきっと成年後見制度を利用することになるのだろうと思いつつ、そのハードルは高いと感じている方が多いのではないのでしょうか。

最近の成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局資料）を見ると成年後見人等と本人との関係については、第三者が選任されたものが全体の約 6 割近い数字になってきています。そして、今後も親族後見人等が減少していく傾向は更に進んでいくものと思われます。第三者に後見人等になってもらう場合、本人のことや障がいを理解してもらえるのか、関係性を築けるかが心配なところですが、一般的に第三者後見人等の場合、家庭裁判所からの審判が下りて初めて後見人等と被後見人等が顔合わせすることがほとんどです。親が元気なうちに引き継いでいく期間が重要なのではないかと考えています。

成年後見人等の選任の状況(2013 年度)

子	7,594		
兄弟姉妹	2,031		
配偶者	1,181		
親	957		
その他親族	2,301	親族合計	42.2%
司法書士	7,295		
弁護士	5,870		
社会福祉士	3,332		
その他の専門職	967		
社会福祉協議会	560		
その他の法人	959		
市民後見人	167		
その他の個人	129	第三者合計	57.8%

表 1 出典は最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

障がい者は、高齢者と違って若い場合が多いので後見期間も長期にわたります。複数で対応できる法人後見を望む声が多くあります。表 1 の法人後見を担う団体（社会福祉協議会、その他の法人）は全体からみると少ないように思われますが、ニーズを反映するように年々増加しています。しかし、その数はまだまだ少なく横浜市においても NPO 法人による法人後見の受任はつばさのみ（2015.2 月末現在）という現状です。成年後見制度法人後見支援事業が必須化し今後様々な法人後見を担う団体が増えていくことを期待しています。

(2) 横浜市障害者後見的支援制度とは

横浜市は平成 22 年度から「在宅心身障害者手当」を廃止し、その財源を「将来にわたるあんしん施策」に転換・活用することとしました。この施策の大きな柱の一つとして、障害のある人が地域で安心して暮らすために後見的支援制度がスタートしました。

どんなことをしてくれるの？

- ・ 障害のある人を支援している人や地域の住民の方などが、制度に登録した人を日々の生活の中で気かけたり定期的に訪問をしながら、日常生活を見守ります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人に寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

※できないこと

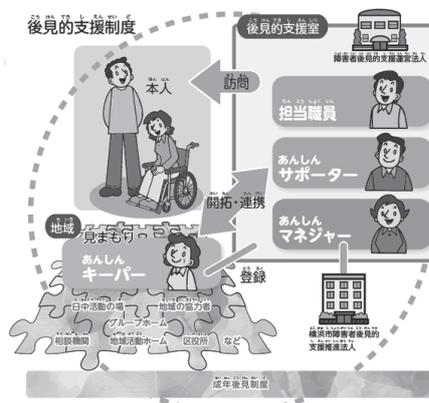
- ・ 身体介助や家事援助などの直接支援
(食事作りや入浴、買い物などの手伝い)
- ・ お金や大事な書類のお預かり
- ・ 入院時の身元保証と手術などの医療同意 など

利用できる人は？

- ・ 日常の見守りを希望する障害のある人 (とその家族)
- ・ 将来の生活について相談したい障害のある人 (とその家族)
- ・ 実施区に住んでいる 18 歳以上の障害のある人が登録対象です。

費用はかかるの？

この制度の利用には、費用はかかりません。



横浜市障害者後見的支援制度パンフレットより

(3) 真理さんプロジェクトを実施して

3年間のプロジェクトを通して、真理さん自身のことや生活状況等を知ることができました。真理さんとはいうと、プロジェクトスタート時は「真理さんプロジェクト」とご自分の名前が入っていることもあり、期待感をもってプロジェクトの日を楽しみにしているようでした。しかし、回を重ねていくと「お母さんがいなくなったら・・・」を意識せざるを得ないことで不安な気持ちにもなることがあったようです。更に進めていくうちに、真理さんなりに成年後見制度についても理解されて「支援者が増えるんだ」ということで、とても積極的にご自身で申立てをするというところに到達しました。もし、プロジェクトを実施していなければ、当然、母親による申立てになったと思います。 ゆっくりとした真理さんのペースに合わせて、繰り返しや振り返りを何度となくできたことの成果ではないでしょうか。

また、障がい者の成年後見制度利用においては、改めて申立て以前から関わりをもって支援していく必要性を感じました。①成年後見制度についての説明、②申立ての時期と誰を候補者にしたらいいかの相談、③申立てについての支援が重要と思われます。つばさでは、障がい者に限らず、持ち込まれる相談を通して成年後見制度利用の申立てには高いハードルがあることを実感し、権利擁護を必要としている方に早く制度利用ができるようにと申立支援を実施しているところです。

(4) 成年後見制度と後見的支援制度の連携について

横浜市には全国的にも誇れる障害者後見的支援制度があります。平成22年度からスタートした登録した障がい者を生涯にわたり見守っていく制度です。「相談することがなくても」定期的に話を聞いてくれるという画期的な制度です。真理さんプロジェクトのような取り組みは、障がい者にとって有効であることは実証されましたが、いつもつばさでこうした取り組みをすることは難しいと思われます。後見的支援制度と連携していくことで、よりスムーズな成年後見制度の利用が可能になるのではないのでしょうか。真理さんプロジェクトでは、真理さんの居住区の障がい者後見的支援室と連携していく話し合いをしています。ご本人に寄り添う後見的支援制度と法人後見が連携し、さらにご本人を取り巻く関係者、関係機関とチームで支える仕組みへと発展していくことが重要だと考えています。

成年後見制度利用までのイメージ図



(5) プロジェクトに参加して

<p style="text-align: center;">「まとめ」 感想</p> <p>真理プロジェクトの始めは私が書いた「後見人咖啡募集」の内容にそって、言話を1回、いっぱいしゃべれて楽しかった。</p> <p>成年後見人制度の話や、申し立てる言話になってそれで内容も難しくなってきた。私にはついていけず、途中で席を離れた事もあった。</p> <p>書類をもらいに裁判所に行って説明を聞いて、楽しかった。</p> <p>申し立ての書類を見直しから、根岸さんから説明をしてくれて、けしはわかったけど、もつて半分くらいは聞かないとわからない。</p> <p>時々、後見的支援室の人も参加してくれて、言話を聞いてもらった。今は申し立ての書類の準備をしています。</p> <p style="text-align: right;">岡本真理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度をよく知らないままに参加したが、本人を中心とした話し合いがされていてびっくりした。一人ひとりにこうした取り組みができれば幸せだと思う。 ・漠然としていた将来ことが分かってきて進む方向が分かってきた。 ・成年後見制度が自分の子のこととして捉えられていなかったことが見えてきた。 ・新しい制度である後見的支援制度が機能していくまでが大切だが、支援室の人たちが模索していることが分かった。また、成年後見制度と後見的支援制度は両輪であるということがイメージできた。 ・後見的支援室の方が役割を再認識してくれていいつながりができた。 ・他の制度と上手く連携していけたらいいと思う。 ・成年後見制度について、分からないことだらけだったが少しずつ理解できてきた。 ・申し立ての書類は、自分だけでやるのは難しいがプロジェクトに参加できてよかった。 ・プロジェクトを通じて繋がりができてよかった。
--	--

～ 「マリタイムス」 No. 164 2015年3月25日発行より転載 ～

「成年後見制度の申し立ての準備を始める」

今、私達がやっている事は、母がまだ元気で動いているうちに、その替わりを手伝ってくれる人を決めるために、毎月一回、家でやっている「真理プロジェクト」で、成年後見制度の申し立ての手続きの仕方について話をしています。2年前に家庭裁判所に行ってもらって来た申し立ての書類を一枚ずつ見て、下書きをして準備をしています。

これからの予定では、精神科の診断書をもったり、私の財産目録をつくったり、住民票を区役所にもらいに行くなど、します。

申し立てするのは私自身が申し立てをしようということになって準備しています。裁判所に行って面接を受ける事になります。聞かれたらどんなふうに答えられるか、ちょっと心配になります。深呼吸してから話をするようにします。また報告します。

資料1

「後見人サポーター募集のお知らせ」2010 12月

徐々に外も次第に寒くなり始めて来ています。後一ヶ月ぐらいで今年も終わりになりますね。昼間は皆さんもお仕事でご苦労かと思いますが、あえて申し訳けありませんがそこで、ちょっとしたお願いがあります。私のサポーターでこれから私一人が生きていくための、プログラムと言うか皆さんにご協力を頂きたいと思って、このような物を作ってみました。

できれば皆さんのお力ぞえをお借りしたいと思っています。

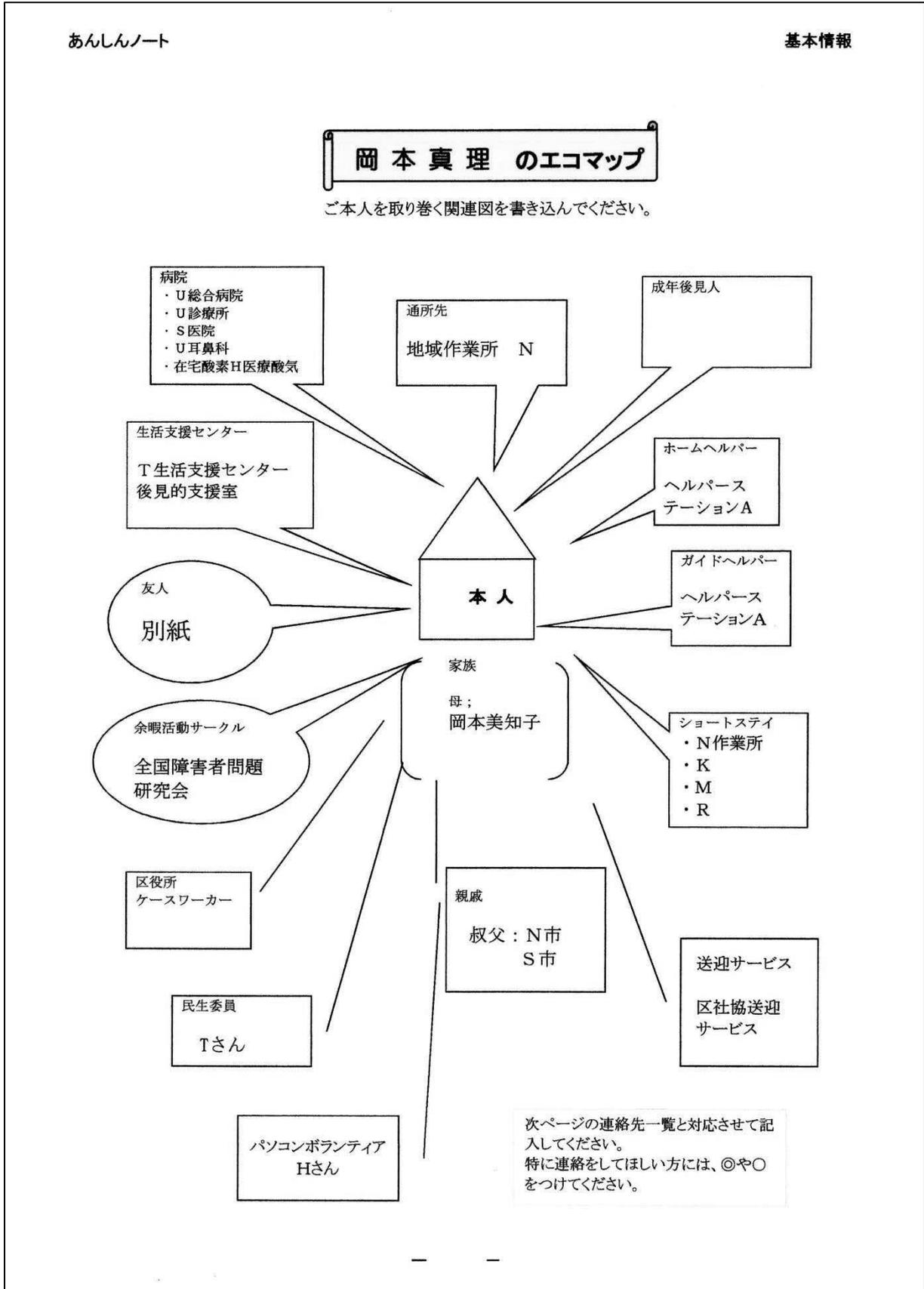
下記のように項目を載せますので、どれをやってもらうか意見を頂きたいと思います。

- 1、薬剤
- 2、医療
- 3、日常な生活
- 4、外出
- 5、送迎
- 6、災害
- 7、緊急時
- 8、お金の計算
- 9、携帯のチェック
- 10、虹の行く日の予定を決める
- 11、ガスの点検
- 12、必要な時は FAX を送るなど
- 13、声かけ
- 14、ゴミ出し曜日ごとに決まっているので、まとめて出す
- 15、移動
- 16、原稿や集会を頼まれた時のマネージャー

このような物です。やれる方は携帯でもいいですし、電話でも構いませんのでご返事をください。

急ぎませんのでゆっくり考えてもらって、恐縮ですが一つよろしく願います。

問い合わせ先 連絡先 XXXXXXXXXX 岡本真理まで



真理さんプロジェクト(サポート役割分担表)		特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ													
		母	通所先	ヘルパー	ガイヘル	友人	社協	親戚	近隣	支援センター	ワーカー	バノボラ	つばさ	後見的支援	その他
本人情報 (生活)	モーニングコール	○		△		△									
	生活の流れ	○													
	電話がきた時の対応	○		△											
	お風呂の声掛け(夏場はシャワーを屋間に)	○		○											
	衣類の整理	○		△		△									
	衣類の購入	○				△									
	衣類の選び方	○				△									
	髪を染めてもらう	○				△									
	美容院に行く(以前行った床屋)髪型を決める	○				△									
	テレビを見る時間	○													
	SS時の荷物の準備	○													
	調理	○			○										
	調理の準備・片づけ	○			○										
	日常的な買い物	○			○										
	掃除	○			△										
	洗濯	○			△										
	風呂掃除	○			△										
家事の仕方を教えてもらう	○			△											
日中の留守番				○		○									
夜の留守番(災害の後)2~3人						○		○							
郵便物のチェック	○												◎		
病院															
U診療所															
心臓1回/月受診	○			△											

現在 ○、移行の可能性 △、後見人が可能なこと ◎、後見的支援制度が可能なこと □

真理さんプロジェクト(サポート役割分担表)

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ

	母	通所先	ヘルパー	ガイヘル	友人	社協	親戚	近隣	支援センター	ワーカー	ハンボラ	つばさ	後見的支援者	その他
U病院	○		△											
U耳鼻科	○		△											
U病院	○		△											
U診療所	○		△											
H医療従事者	○		△											
通院・服薬等	○		△		△			△						
健康診断	○		△											
予防接種	○		△											
	○		△											
薬	○		△											
健康チェック	○	△	△	△	△		△				△			
日中活動		○												
送迎	○			△										
送迎	○		△											
送迎	○			○	○									
	○											◎		
	○											◎		
	○											◎		
余暇活動	○			○	○									
	○			○	○									
全席研関係	○													
社会参加/余暇活動	○			○	○		○					◎		

現在 ○、移行の可能性 △、後見人が可能なこと ◎、後見的支援制度が可能なこと □

真理さんプロジェクト(サポート役割分担表)

		母	通所先	ヘルパー	ガイヘル	友人	社協	親戚	近隣	支援センター	ワーカー	ハンボラ	つばさ	後見的支援	その他
	講演会(マネジメント、サポート)	○			○	○							◎		
	原稿(")	○										○	◎		
	マリタイムス原稿サポート	○										○	◎		
	全障研のレポートのサポート	○										○	◎		
	福祉サービス	○											◎		
	ガイドヘルパー	○											◎		
	ショートステイ(K, N, M, R)	○											◎		
	自立支援法(身体介護を伴う通院介助)	○											◎		
	送迎(通所)	○											◎		
契約 (更新手続き)	保険証	○											◎		
	更新手続きの確認(更新は本人)H25.9	○											◎		
	受給者証	○											◎		
	保険契約	○											◎		
	年金	○											◎		
	1回/2年(2012.7)診断書(心臓、呼吸器)	○											◎		
	医療	○											◎		
	受診予約、支払(眼科は不定期)	○											◎		
	携帯電話	○											◎		
	(本人と一緒に)将来的にPCも	○											◎		
	管理	○											◎		
金銭管理	通帳の管理	○											◎		
	お小遣いの管理(確認)	○											◎		
	通所先での事務(楽しく過ごす、全般的なこと)	○	○	○	○	○							◎	□	
	通所先での行事参加	○	○	○	○								◎	□	
	パソコン操作	○										○	◎	□	
	日常的なことの相談(話し相手)	○											◎	□	
相談 意思決定支援	生活(テレビ、携帯、衣服選び、美容院)	○		△	△	○		○		△			◎	□	
		○		△	△										

現在 ○、移行の可能性 △、後見人が可能なこと ◎、後見的支援制度が可能なこと □

真理さんプロジェクト(サポート役割分担表)

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ

	行事参加、余暇活動を決める	お金の使い方	希望を聞く	N作業所に行く(火、金)連絡調整	N作業所への送迎	N作業所での行事参加	ショートステイ利用申し込み	ショートステイ送迎	連絡・関係調整	N作業所	ヘルパー	ガイヘル	友人	社協	親戚	近隣	支援センター	ワーカー	ハンボラ	つばさ	後援的支援	その他
調査・依頼	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			△			◎	□	
希望																	△			◎		
★														○						◎		
エコマップ																				◎		
親族																	△			◎		
近隣関係																	△			◎		
近隣関係																○	△			◎		
支援センター																○	△			◎		
ワーカー																	△			◎		
ハンボラ																	△			◎		
緊急時																	△			◎		
住まい																	△			◎		
																	△			◎		
																	△			◎		

現在 ○、移行の可能性 △、後見人が可能なこと ◎、後見的支持制度が可能なこと □

真理さんプロジェクト(サポート役割分担表)

		母	通所先	ヘルパー	ガイヘル	友人	社協	親戚	近隣	支援センター	ワーカー	ハンボラ	つばさ	後見的支援歴	その他
将来、希望	外出したい(買い物、お茶)									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	自然の写真を撮ってプリントする									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	手作りハガキを出す									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	写真の整理をする									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	休日に映画を観に行く									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	いい空間でティータイム									△			◎	<input type="checkbox"/>	
	保護者会														
その他															

★ 調整依頼に関しては、今後、身近なキーパーソンの存在が必要と思われる。キーパーソンは一人とは限らない。

現在 ○、移行の可能性 △、後見人が可能なこと ◎、後見的支援制度が可能なこと □

朝日新聞 横浜版 2013.2.11 朝刊



「私らしく」を手助け

財産管理だけじゃない「成年後見人」

洋服選ぶ・美容院で髪形決める…

判断能力が十分でない人の財産や生活を守る成年後見制度（以下「後見制度」）を利用する人が、年々増えている。「財産管理」の制度と思われがちだが、生活の質の維持や権利保護にも欠かせない。制度はどのように運用されているのか。現場をみた。

成年後見制度
認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人に対し、後見人が財産管理や日常生活など契約をする制

度、判断能力の程度に応じて一定の行為の代理などをする「保佐人」「補助人」も含まれる。後見人らは本人や家族、市町村長らの申し立てで家庭裁判所が選ぶ。

横浜市鶴見区で月に1度（06）、NPO法人「よこはま成年後見つばさ」のメンバーが、ダウン症とパーキンソン病を併発する美知子さん（58）と、心臓の病気を抱える岡本真理さん（40）の将来を、真視野に入れて話し合う。真理さんと母の美知子さん、手元にはサポーター役潮分



岡本家のリビングで月1回開かれる「真理さんプロジェクト」。美知子さん（左から2人目）と真理さん（3人目）の希望や考えを、根岸さん（右）はじっくりと聞く＝横浜市鶴見区

「お母さん、洋服は自分で選んでいいよ。美容院で髪形決めてもらう。美容師さん、髪を切るときは、お母さんの髪を切りたいから、お母さんの髪を切らせてほしい。」と、毎月話し合いを重ねる。美知子さんは「お母さん、髪を切るときは、お母さんの髪を切りたいから、お母さんの髪を切らせてほしい。」と、毎月話し合いを重ねる。

「お母さん、髪を切るときは、お母さんの髪を切りたいから、お母さんの髪を切らせてほしい。」と、毎月話し合いを重ねる。

「お母さん、髪を切るときは、お母さんの髪を切りたいから、お母さんの髪を切らせてほしい。」と、毎月話し合いを重ねる。

「お母さん、髪を切るときは、お母さんの髪を切りたいから、お母さんの髪を切らせてほしい。」と、毎月話し合いを重ねる。

担い手養成が急務

「つばさ」は高齢者や障害者の中で判断能力が十分でない人に、法人後見人や成年後見制度の利用支援などを行う。メンバー約30人の多くは横浜市の社会福祉職OBで、社会福祉士などの資格を持つ。

須田さんは、また制度自体が「財産管理」が中心と思われていると嘆く。「管理するほどの財産がない人も、その人らしく生きるために必要な制度だと知ってほしい」。後見人を選ぶ過程を大切にすると、他

家裁から選任 高いハードル

県内の自治体では、市民後見人の養成も始まっている。横浜市は昨秋から養成を始め、2014年には45人程度が登録される予定。横須賀市は07年、鎌倉市は09年から始め、すでに横須賀で14人、鎌倉で7人が登録されている。

県も平塚市の協力を得て今年から養成を始めた。市民後見人の養成は昨年、市民自治体の努力義務になり、県は今後も協力を得られる市町村があれば広げていく意向だ。

（斎藤博美）

「マリタイムス」No.152 2013年3月25日発行

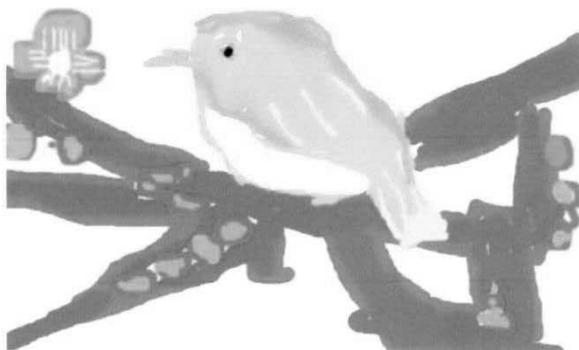
1/2 ページ

マリタイムス

「マリタイムス」 No.152 2013年3月25日発行

この3月も末となって、黄砂も発生したりして、そのぶん気温も上昇して来ました。桜の開花も例年より早めに咲きました。

空気はややヒヤ～としますが、だんだん朝も暖かくなって来ました。でもまだ安心はできません。



「真理プロジェクトの紹介を朝日新聞に掲載されてます。」

2月1日最初の（金）に朝日新聞の記者の人が私の家に来て、「真理プロジェクト」の取材をしました。

いつもは毎月一回やっている「真理プロジェクト」の話し合いをもう一度やりました。どんな様子で話しているかをいつも話しているような感じで写真を何枚か取ってくれました。女性の新聞記者の人だったので、私もこの「真理プロジェクト」にどんなことをやっているのかを話しました。その記者の人は細かくうまく、記事にまとめてくれました。

2月11日の朝刊に、「ルポかながわ」一面のページに掲載しました。少し恥ずかしいところはあるけど、自分が新聞に載るって事も信じられないのもあるけど、取り上げて頂いたので、いい機会にもなりました。

新聞を見た人もいますが、見ていない人もいるので、その一面に載った写真ではないけど、同じような写真を入れます。見れなかった人達にはマリタイムスと一緒に同封しますので、それを送らせて頂きます。

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/newsletter/maritimes_0152.html



「3月から鶴見区で横浜市の後見的支援制度がスタート」

私達の鶴見区でもこの3月から、後見的支援制度の受付が始まりました。後見的支援制度は横浜市の制度です。成年後見制度は国の制度です。この制度が始まった事で母が「りんくる、つるみ」の支援センターへ下見に行ってきた。

「真理プロジェクト」でこの話しもしています。成年後見制度と後見的支援制度の違いもいろいろあるので、一応私も勉強しています。もう少しわかりやすいよう説明してもらって、わかるようにしたいです。

このまえニュースで成年後見人の付く人は選挙に行かれないのはおかしいと裁判で訴えていた、ダウン症の女性で50才ぐらいの人が言っていました。判決は認めてくれました。後見人の人が付いてよかったと思っています。

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター web ページより

「知的障がい者が安心して地域で暮らすために」法人後見の利用を考える検討会
(通称：真理プロジェクト) のとりくみ

岡本美知子

昨年40才になった娘が、生後すぐに重い心臓病とダウン症の障害を持っていると知らされた時、将来どのような生活を送ることになるのか想像もできませんでした。でも、「生まれてよかった」と思える生活を送って欲しい、そのためにはどんなささやかな事でも良いから、楽しいこと、嬉しいこと、面白いことを出来るだけたくさん見つけて欲しいとその時に思ったことは、忘れられません。

娘は心臓病への配慮は大変でしたが、3才半で地域の障害児訓練会に入会し初めて集団に参加してから、4才で市立保育園に入園でき、小中学校は地域の個別支援級、高等部は県立の養護学校を経て、現在も通所している障害者地域活動ホームの作業所での生活を通して、たくさんの人に出会い、いろいろな福祉サービスの利用も含めて、さまざまな経験を重ねることによって、自分らしい生活を送る力を少しずつ身につけてきました。

一方で、将来についての漠然とした不安は、親の年齢があがるにつれて増してきます。元気で動けるうちにできる準備をしておきたいと、2010年の秋に、活動ホームの仲間のお母さんたち三人で、先輩の方々の活動や冊子を参考にさせていただきながら、障害を持つ本人に視点を置いて、書きやすさにも工夫をした「引継書—将来のためのあんしんノート」を作りました。（*三人会「あんしんノート」で検索できます）

そんな私たちの活動の様子を見ていた娘は、「母さんがいなくなったら、いろいろ困ることがある。お墓参りに行く時はどうしたらいいのかな?」と仰いました。私が、「困った時は手伝ってくれる人をお願いすればいいから、どんなことが困るのか書いておいたら」と言うと、早速「困ったなノート」を作って、薬の管理など医療的なことや、送迎、日常生活での見守りや、苦手なお金の計算を一緒にしてほしいなど、お願いしたい項目を書きだし、次にはそれを「後見人サポーター募集」と題名をつけたプリントにまとめて、私の友人や、叔父や叔母たちの親戚、ヘルパーさんたちに配って、娘なりに自分の将来の生活に対して真剣に考えるようになりました。

2011年3月に東北大地震が起きました。

予想を超える出来事に遭遇して、改めて日頃から周りの人とのつながりの大切さを痛感しました。

その年の6月には、被災された方々の一時避難所での生活相談を実施した横浜市社会福祉職OBの有志の皆さんが、今度は法人後見を行うNPO法人よこはま成年後見つばさを設立されました。私たちの仲間のお一人は社会福祉士の資格を持っていて、その方が設立当初からつばさの活動に参加したということもあり、私も賛助会員として、障害を持つ人にとっての「成年後見制度」のあり方、法人後見のメリットについていろいろ学ばせていただくことになりました。

2012年4月から、つばさの「知的障がい者が安心して地域で暮らすために」法人後見の利用を考える検討会（通称：真理プロジェクト）がスタートしました。地域の中でその人らしく暮らし続けるために、関係性を築きながら段階的に法人後見へバトンタッチして行く方法を考えていこうと毎月1

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター webページより

回ずつの話し合いをもつことになりました。メンバーは娘、私、あんしんノートを作った三人会の仲間（つばさのメンバーでもあります）、つばさメンバー（元ケースワーカー）の5名のチームです。

チームが発足した時にまず感じたのは、それまで将来のことについて一人で考えようとしていた自分の気持ちがとても楽になったということです。そして将来の生活どころか、現在の生活においても母親一人が抱え込んで悩んでいる方が多いなかで、「真理プロジェクト」の活動がひとつのモデルとなって、他の方々にも参考になるような話し合いにしていきたいと思いました。

話し合いのスタートは、ゆっくりじっくり、娘が書いた「後見人サポーター募集」のプリントに書かれている項目について本人の話を聞きながら、現在どのような支援を受け、どのような生活を送っているのか、母親が担っているのはどのようなことなのかを、ひとつひとつ書きだす作業から始めました。KJ法を使って、付箋に書きだす作業は娘にとっても面白かったようで、やや本題から外れてしまうことの方が多かったですが、積極的に参加できました。書きだした内容をまとめて、役割分担表の一覧にしてみると、予想していたこととはいえ母親の私が担っている内容は、衣食住を含めた生活全般、健康管理、様々な福祉サービスの契約や更新の手続きなど多岐にわたっていました。送迎サービスやホームヘルパーさん、ガイドヘルパーさんなども積極的に利用してきましたが、その場合でも事業所との連絡調整は親の仕事の大きな部分を占めています。

親の役割は「こんなにも、多いのか」と改めて感じました。

10回をかけてまとめた役割分担表を見ながら、次は現在母親が担っていることのひとつひとつを、これから誰に代わってもらったらいいのかを考えました。「後見人」の役割については、まだ「よくわからん！」という娘ですが、自分の生活を支えてくれるたくさんの人たちの存在を知ることとあわせて、キーパーソンの役割を担う「後見人」の仕事について少しずつ具体的なイメージをもってほしいと思います。

横浜市は「将来にわたるあんしん施策」の重点施策として、2010年10月に「横浜市後見的支援制度」をスタートさせました。障害を持つ本人や親の思いを聞き取ることが大事にしていこうという進め方は、「真理プロジェクト」の取り組みと重なることが多く、成年後見制度と合わせて利用することでよりきめ細かい支援の輪ができるようになってほしいと願っています。

今後の「真理プロジェクト」は、この二つの制度の違いとそれぞれの役割について、娘に理解できるように話をしながら、成年後見制度の具体的な申し立てに向けて準備していく段階になるでしょう。

準備の中には、将来の暮らしの場をどうするのかという、まだ答えが見つかっていない大きな問題も含まれていますが、時間をかけて考えたり、準備することを見守ってくださる NPO 法人つばさの存在はとても貴重です。

関係性を築きながら障害のある人の長期間にわたる後見業務を担い、複数で対応できる体制が組める法人後見は、これからもっと求められることが多くなると思います。柔軟な対応ができ、ネットワークが軽いNPO法人後見の良さと、しっかりした財政基盤をもつ行政的な法人後見など、たくさんの法人後見が広がることを願い、そのサポートを受けながら各地に「〇〇プロジェクト」の取り組みが始まり、障がいをもつ人たちが安心して住みなれた地域で生活できるような制度と仕組みができることを、心から願っています。

資料 8

引継書「将来のためのあんしんノート」について

鶴見区内の障害のある子どもを持つ親三人が子どもの将来に向けて、今、自分たちにできることをしようと三人会を立ち上げました。定期的に話し合いを始める中で、先ず、漠然とした不安を解消するための最初のステップとして、船橋市の方々が作成した「親心の記録」を基に鶴見区バージョンのあんしんノートを作ってみようということになりました。

作成にあたって、あんしんノートに対するそれぞれの思いや考え方等を話し合い、次のような点に重きを置きました。

- ① 障害をもつ本人に視点を置く。
- ② 見やすく少しでも書きやすくなるように工夫する。
(更新が容易になるように、コピーや原本をファイリングする等)
- ③ 障害をもつ本人の状況に合わせて 追加・削除がしやすいように工夫する。
- ④ 鶴見区内の障害者だけでなく、多くの方々に自由に使ってもらえるようにする。

また、作成したものをできるだけ多くの障害者やその家族に役立てていただくために、関係団体や関係機関に協力をお願いして普及活動をていねいに実施していくことが必要だと考えました。具体的には、一般社団法人アンカーが既に実施している「あんしんノートを書く会」を少人数単位で何度も実施していくことも考えています。

私たちは、あんしんノートを作成していく作業がもしもの時の「あんしん」のためだけでなく、その後の引継先について考えるきっかけになることを期待しています。それが引継書「将来のためのあんしんノート」とした所以でもあります。障害者にとって、安心して利用しやすい成年後見制度や権利擁護の仕組みづくりへと繋がっていければと思います。先ずは、たくさんの方々に引継書「将来のためのあんしんノート」を活用して頂くことを願っています。

なお、今年度から横浜市がスタートさせた「将来にわたるあんしん施策」については、障害者やその家族は期待を持って注目しています。この中の後見的支援推進事業においても、あんしんマネージャー等の活用ツールとして、引継書「将来のためのあんしんノート」を活用していただけたらと考えているところです。

最後になりましたが、引継書「将来のためのあんしんノート」作成にあたってご協力頂いた多くの方々や今後の普及活動を支援して下さる皆さまに心より感謝申し上げます。

平成 22 年 9 月 6 日

三人会 (岡本・宮本・根岸)

川 新 聞 2010年(平成22年)10月14日 木曜日

親の思い 亡き後も

障害ある子の「引き継ぎ書」

「親亡き後」も幸せな生活を送れるよう、障害のある子どもを持った親たちが将来に向け必要な情報をまとめた「引き継ぎ書」を作成する取り組みが広がっている。横浜市鶴見区の母親グループは先進地の事例を参考に、子どもを中心に据える方式に改良。「将来に不安を抱える親に役立ててもらえれば」とホームページ（HP）で公開している。同市内のNPO法人も12月、研修会を開く予定だ。

（佐藤 奇平）

引き継ぎ書「将来のため
のあんしんノート」を作ったのは、「三人会」の根岸満恵さん（54）＝鶴見区在住
＝ら3人。

3人は障害のある子どもが通う作業所の保護者仲間。子どもの成長は当然、親の老いでもある。地域と交流を深めながら暮らしてきたとはいえ、子どもの世話の大半は親で、親しか知らない事情は多い。

「自分が死んだ後も、子どもは安心して豊かな人生を送れるだろうか」。そんな共通の不安を解消しようと今年4月、会を発足。最初に取り組んだのが、親亡き後も子どもと周囲が戸惑わないよう、入所施設や成年後見人に詳細な情報を提供するための「引き継ぎ

健康、金銭管理など

グループ活動の普及

書」の作成だった。

千葉県内の障害者団体が作成した同様の冊子を基に、社会福祉士の資格を持つ根岸さんが中心となり「本場に必要情報」を整理。親の思いより「本人」の視点から、障害の程度を含めた「基本情報」、通院状況など「健康管理」、日常の過ごし方といった「本人情報」、年間収支や財産状況を記す「金銭管理」など8項目に分類した。

本人を取り巻く関係図を新たに加えたほか、「障害」によって必要な情報は異なり、途中で追加や削除の可能性もある」と冊子ではなくリングファイル式にする工夫もした。

ノートは9月に完成。利用者には記入していく中で、

将来の課題を整理することができると内容になっていく。根岸さんは「子どもの将来を具体的に考えるきっかけに」と話す。

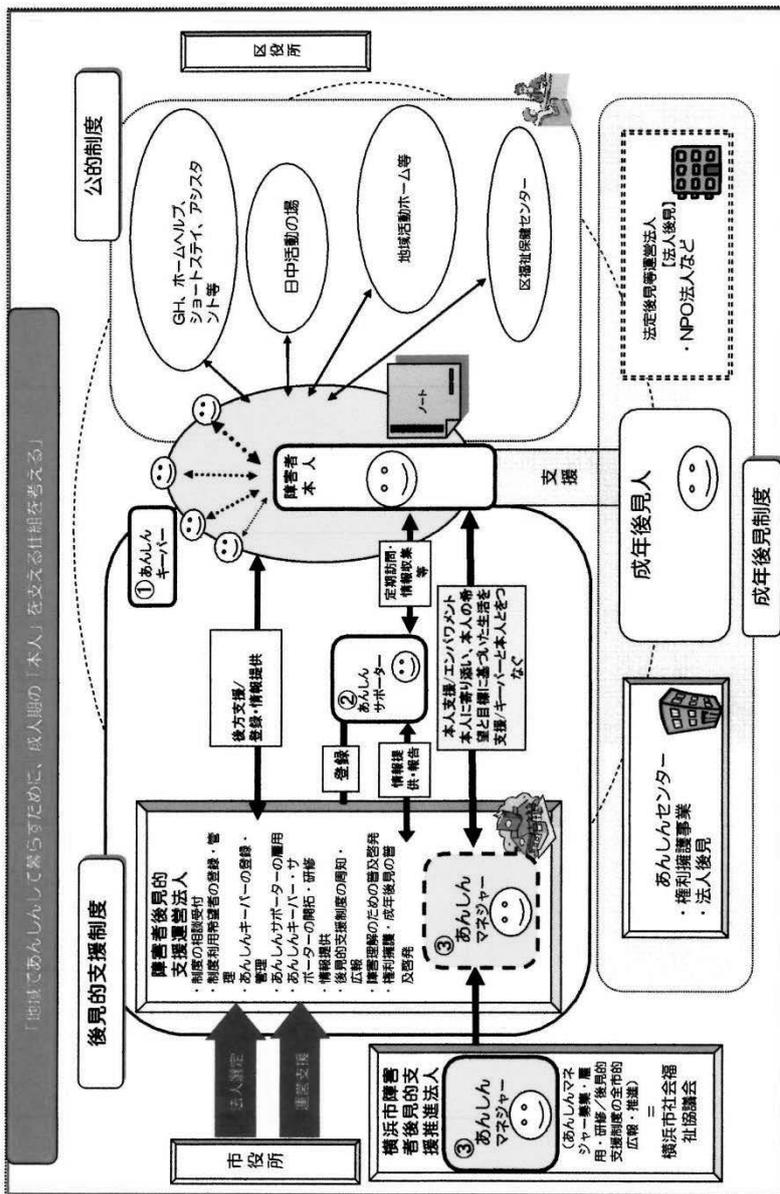
横浜市内の障害者の家族と支援者でつくるNPO法人「ゆづの風」（坂田信子理事長）は、2年前から会員に引き継ぎ書作成を勧め

ている。これまでは既存の冊子を活用していたが、12月の研修会では「親版」のほか「子ども版」を新たに作り、それぞれの視点から記入する形式に変える。石野えり子事務局長は「将来を不安に思っている親に取組みが広がり、不安解消の一助になれば」と期待している。



「あんしんノート」を作成した（左から）岡本美知子さん、根岸満恵さん、宮本豊子さん

【後見的支援制度の概念図】



住み慣れた地域で、安心して暮らすために

親の代わりを、誰に引き継いでもらいますか？

成年後見制度と横浜市障害者後見的支援制度との連携をねがって

三人会 岡本美知子

たわわ増刊号⑦に、原稿を書かせていただいてから、2年半が過ぎました。前回は、引継書「あんしんノート」作成の活動に取り組むまでのこと、他区でスタートしている後見的支援制度への期待などを書きました。

2年半が過ぎたということは、当然、私も娘もそれだけ年を重ねたと言うことで、親の果たしてきた役割を誰に引き継いだらいいのかということは、前回にもまして、“いつか”が、“今”になる可能性が高くなってきました。

前回の原稿でも少しふれましたが、2012年4月から月に1回のペースで、NPO法人「よこはま成年後見つばさ」の方々の全面的なサポートを受けて、「真理プロジェクト」と名付けた、成年後見制度（法人後見）の利用に関する検討会を始めてから、もうすぐ3年、2015年1月は28回目の集まりとなりました。

「真理プロジェクト」では、これまでどちらかと言えば、高齢者に対応することを想定した成年後見制度を、障害者にとって地域でその人らしい暮らしを支える制度になってほしいという思いから、時間をかけて関係性を築き、引き継ぎの内容も、具体的な一つ一つについて、本人を交えた話し合いを重ねてきました。

話し合いの最初は、母親の私が担っている役割を書き出すことから始めました。現在、母子二人でマンションで生活している我が家では、衣食住を含めた生活全般、健康管理、様々な福祉サービスの契約や更新の手続きなど、実に多岐にわたって母親の私が担ってきました。送迎サービスやホームヘルパーさん、ガイドヘルパーさんなども積極的に利用してきましたが、その場合でも事業所との連絡調整は親の仕事です。いつも何気なくやり過ごしている生活のあれこれを、いざ誰かに引き継ぐとなると、親だからやってきたけど、これ、一人でやれって言う方が無理だよねと、つくづく思いました。

いくら有能な後見人さん、または作業所の職員さんであっても、孤軍奮闘では疲れてくるし、迷う時もあるでしょう。私が「真理プロジェクト」がスタートした時に感じた、一緒に考えてくれる人たちがいることの安心感は、支援者の立場でも同じことが言えるのではないのでしょうか？

それぞれの役割を生かして、一緒に考えていくチームで対応できれば、親がいなくなってもその人らしい暮らしを支えることができるのではないかと思います。

母親の担ってきた役割の一つ一つを書き出した次は、それを誰に引き継いでもらうのかを検討しました。成年後見制度を利用すれば可能なこと、後見的支援制度のサポーターさんたちに協力をお願いすること、そして本人に関わる人たちのチームワークで考えてほしいことなどが見えてきました。

成年後見制度の利用については、家庭裁判所にプロジェクトのメンバーで申立のための書類をもらいに行き、制度の詳しい内容について勉強を続けてきました。本人にも分かるように何回も繰り返し説明

していただいて、現在は申立に向けての具体的な準備に入っています。

一方、よつばホームの皆さんが、様々な困難を乗り越えて築いてきた、グループホームの生活、安心して生活できる住まいの場を作ることは、最優先の課題と自覚してはいるのですが、心臓病で医療的な配慮が必要な娘の場合は、どうしたら一番いいのか迷うことが多く、具体的な動きは作れていません。

成年後見制度と後見的支援制度が連携して、本人の生活を支える仕組みが充実していくことは勿論望んでいることですが、一番大事な住まいの場をどう作っていくのかを、これまで見守ってきてくれた人たちとのつながりを活かして、情報や応援をもらい、一歩でも実現に向けて、動き出さなくてはと思っています。

障害のある人も、高齢者も、そして誰もが、住み慣れた街で自分らしい生活が送れることを願って。

成年後見制度について 「真理さんプロジェクト」用



2013. 7. 25

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ

特定非営利活動法人
よこはま成年後見つばさは、

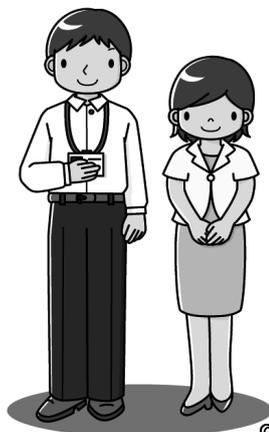


真理さんにどのような
お手伝いができるのでしょうか？

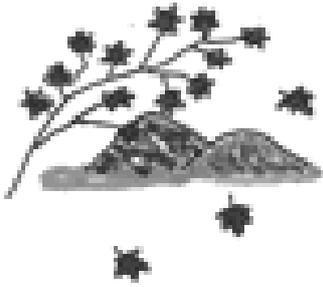
普段からお母さんが何気なくやっていることがたくさんあります。



お母さんに代わってできることは
どんなことでしょうか？



ヘルパーさんを頼む時、実際には
どのようにしているのでしょうか？



福祉サービスを利用するには

例えば、ヘルパーさんをお願いしたい

1. 事業所を選ぶ
2. 事業所と契約する
3. 利用したい日を連絡する
4. ヘルパーさんに来てもらう



例えば、送迎を利用したい

1. どこに頼むか、頼めるか探す

2. 申込をする



3. 利用日を決めて申し込む

4. 送迎をしてもらう



その他にも・・・

- 通帳などのお金の管理
(年金を引き出して、必要な
支払をする)



- お小遣いを渡す
(お小遣い帳の管理を
手伝う)



こんなことも・・・

- 困ったときの相談



それから・・・

- 病院の手続き

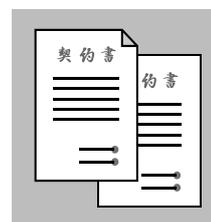


- 色々な手続き等



「つばさ」がお手伝いできることは、

- 真理さんが必要な福祉サービスの契約



- 病院に行くための手続き



- 年金などのお金の管理



- 真理さんがやりたいことをかなえるために
どうしたらいいかを一緒に考えて実現する
ように様々な制度やサービスを利用する
手続きをします。



成年後見制度を利用するには？

家庭裁判所に申立てをします。(申し込み)



障がいのある人を支援する制度等の比較

認定NPO法人 よこはま成年後見つばさ

	あんしんノート	横浜市障害者後見の支援制度	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象	誰でも(年齢、障がい問わず) 障がい者版(知的・精神、身体・医療ケアなど)	希望する障がい者 (横浜市在住の18歳以上)	高齢者や障がい者 (契約ができる程度の判断力)	判断能力の不十分な方 (判断能力で三類型 補助 保佐 後見)
目的	・当事者に関する記録 ・将来の引継ぎ	・日常生活の見守り ・相談相手	・福祉サービス利用援助 ・定期訪問 ・金銭管理 ・財産関係書類預かり	・財産管理 ・身上監護
根拠法	なし	横浜市後見の支援条例	社会福祉法	民法(代理権・取消権・同意権・同意権・財産管理権)
利用方法	入手して記入	登録	社会福祉協議会(横浜市は区社協あんしんセンター)と利用契約	・家庭裁判所に申立て
関係者	・本人と家族 ・関係する支援者、事業所に必要なページを見てもらう	・あんしんキーパー ・あんしんサポーター ・あんしんマネージャー	・専門員 ・生活支援員	・成年後見人(後見監督人) ・保佐人(保佐監督人) ・補助人(補助監督人)
相談窓口	公的にはない (ウェブサイト「We1」*相談室)	(横浜市)居住区の「障害者後見の支援運営法人」	・各区社協のあんしんセンター	・地域包括支援センター 区社協 区役所 ・各専門職団体(ばあとなど) ・NPO法人よこはま成年後見つばさ
費用	無料ダウンロード等か購入(～1,500円程度) (つばさのホームページ)	無料	利用料(収入に応じて) ・定期訪問(1回)0円～2,500円 ・書類預かり(1月)0円・250円	・申立て費用(12,000円程度) ・鑑定料(必要な場合。5万～10万円) ・報酬(家裁 めやす月額2万円)
特記事項 ・課題	・書き方講座などの開催 ・個別相談会	・横浜市の独自施策 ・H28年度全区展開 日常生活自立支援事業や成年後見制度との連携 * 自立生活アシスタントと連携	・新しい成年後見制度発足に先駆けスタート ・成年後見制度の補完機能	・2000年4月、禁治産・準禁治産制度を改正 ・介護保険に比し普及がなかなか進まない ・成年後見制度利用支援事業(報酬助成) ・成年後見制度法人後見支援事業 ・後見制度支援信託

*「自立生活アシスタント派遣事業」^{see} 横浜市独自の施策 障害者自立支援法の地域生活支援事業のうちの「その他事業」

【対象者】

市内に居住している知的障害者、精神障害者、発達障害者、発達障害者、高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な方で、次のいずれかに該当する方。

1. 地域で一人暮らしをしている方
2. 同居している家族の障害や病气、高齢化などで日常生活上の支援を家族から受けられない方
3. 家族と同居又はグループホームに入居しているが、自立生活アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方

【支援内容】

1. 訪問・電話等による相談・助言(衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など)
2. コミュニケーション支援(対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など)

* We1(ウエル) 相談室 <https://www.wel.ne.jp/consult/section/51.html>

認定特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ概要

1. 設立経緯とつばさの由来

よこはま成年後見 つばさは、判断能力の不十分な方々の権利擁護を目的に、成年後見制度の利用支援及び法人後見を行う団体です。2011年10月12日に特定非営利活動法人として発足しました。メンバーは横浜市社会福祉職OB等で福祉事務所などのソーシャルワーカーとして豊富な経験があります。また、法人の中核を担う者は、これまでに社会福祉士として後見等業務に従事してきました。

もし足が弱くなったら杖の助けを借りるように、もし判断力が不十分になったら、成年後見人のサポートが必要です。生活の維持と権利擁護に成年後見制度は欠かせないのです。たとえ資力が乏しくとも、必要な時には容易に利用できるようになって欲しい、生活の質を大切にしたい成年後見を行う法人が身近にあるといいね。そんな想いが高まり、NPO法人を発足させました。一人の力は小さくとも輪を広げ、つばさを広げ、夢に向かって羽ばたこうと熱い願いを込めて「つばさ」と名付けました。

念願叶って、2015年12月1日成年後見の分野では、神奈川県初の認定NPO法人になりました。

2. 基本理念と行動指針

<基本理念>

♣誰にも等しく権利擁護♣

<行動指針>

私たちは、後見制度等を通して誰もが等しく権利が護られるよう次のように行動します。

①相談力、コーディネート力等の発揮

ソーシャルワーカーとして培った相談力、コーディネート力、課題解決力を発揮します。

また、地域のネットワークを活用し、ご本人にとって最善の利益を追求します。

②身上監護の重視

ご本人の意思を尊重し、寄り添いながら生活の質の向上に努めます。

③安心な社会創り

誰もが等しく権利を守られ、いつまでもその人らしく安心して暮らせる社会をめざします。

3. 理事・監事の紹介 横浜市職員歴(有)

会員 66名 (うち理事 7名 監事 1名) 賛助会員 152名 (個人 142 団体 10)

理事長 須田幸隆 (社会福祉士)

副理事長 篠崎美代子 (社会福祉士) 副理事長 熊谷美江子 (社会福祉士)

理事 有園田鶴子 (社会福祉主事) 理事 藤村清美 (社会福祉士)

理事 根岸満恵 (社会福祉士) 理事 西田ちゆき (社会福祉士)

監事 渡邊修一 (社会福祉士)

会員 別紙 賛助会員 別紙 アドバイザー 伊東豊信(司法書士) 板倉幸子(税理士)

会員・アドバイザーの資格所持状況 (重複)

社会福祉士 42名 社会福祉主事 18名 精神保健福祉士 9名 主任介護支援専門員 5名

介護支援専門員 18名 介護福祉士 8名 民生委員 3名 社会保険労務士 1名 行政書士 1名
AFP 1名 保健師 1名 看護師 1名 宅建取引 1名 司法書士 1名 税理士 1名
2級建築士 1名 中小企業診断士 1名

4. 事務所の所在地

〒240-0006 神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川2丁目2-5

固定電話 045-744-5600 携帯電話 090-2422-6646 (担当 篠崎)

5. 事業内容

●成年後見制度に関する相談

●法人後見の実施

●成年後見制度の普及・啓発活動

●その他の権利擁護事業

後見的支援 生活保護の預託機関 法テラス協力 親族後見人・市民後見人支援 講談台本等
別紙

(作成 2017年3月1日)

厚生労働省

平成 28 年度障害者総合福祉推進事業

指定課題研究 18

成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを
目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究

平成 29 年 3 月発行

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

〒 240-0006 横浜市保土ヶ谷区星川 2 丁目 2-5

TEL&FAX 045-744-5600

E-mail: teamtubasa@yokohama.email.ne.jp

URL: <http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/>
